

久留米市中小企業 LP ガス料金負担軽減支援金 よくある問い合わせ Q & A

1 全般

Q1-1：支援金の用途について、制限はありますか？

A：事業継続のために幅広くご活用いただくものと考えており、用途の制限は特にありません。

Q1-2：他の補助制度等との併用はできますか？

A：本支援金については、特に他の補助制度等との併給の制限はありません。他の補助金等について、本支援金との併給が可能かについては、制度を運用する自治体等にご確認ください。

※久留米市社会福祉施設等物価高騰対策支援補助金等、市や国、県が実施する他の物価高騰対策に関連する補助金・支援金の交付実績に関わらず、ご申請いただいて問題ありません。

2 対象者

Q2-1：どんな企業、業種が対象になりますか？

A：今回の事業では、LP ガス高騰の影響を受けている事業者を支援するため、中小企業等経営強化法第2条第2項に掲げる「中小企業者等」を対象としています。福祉施設や保育所などを営む社会福祉法人や資本金が10億円以下の会社などの中堅企業も含め幅広く支援します。

Q2-2：フリーランスや個人事業主も対象となりますか？

A：中小企業経営力強化法に定める中小企業の要件に該当し、市内で事業を営まれていれば対象となります。

Q2-3：開業したばかりですが、支援金を申請できますか。

A：令和4年8月検針分から令和5年7月検針分までのうちの任意の連続した3ヶ月分の実績を示す書類の提出ができる場合は支援対象となります。

Q2-4：本社は久留米市外ですが、店舗・事業所が市内にあります。対象になりますか？

A：市内に事業所を有し、事業を実施している場合、市内の事業所分は対象となります。

Q2-5：市外の店舗・事業所の LP ガス使用量は対象になりますか？

A：市外の店舗、事業所は支援の対象外ですので、市外の店舗、事業所の LP ガスの使用量は合算できません。

Q2-6：市内で事業を行っていましたが、最近市内の事業所を閉鎖し市外に移転しました。申請できますか？

A：市内に事業所を有し、事業を実施している方を対象としていますので、申請時点で市内に事業所

がない場合対象にはなりません。

Q2-7：市外で事業を行っていましたが、最近市外の事業所を閉鎖し市内に移転しました。申請できますか？

A：市内に事業所における令和4年8月検針分から令和5年7月検針分までのうちの任意の連続した3ヶ月分の実績を示す書類の提出ができる場合は支援対象となります。

Q2-8：複数の事業所を市内に有していますが、物件ごとに申請はできますか？

A：支援金の申請は1事業者1回限りです。市内に複数の事業所を有する場合、複数事業所のLPガス使用量を合算して申請する必要があります。同一事業者から複数申請された場合、2回目以降の申請は無効となります。1回目の申請と使用料の合算もできませんので、ご了承ください。

Q2-9：市内の自宅で事業をしています。自宅兼事業所でも対象になりますか？

A：事業を営んでいることが確認でき、事業所部分についてのLPガス使用量が区分できるのであれば、対象になります。ガス使用量に家事相当分が含まれる場合は、税申告と同様に、事業用に使用した分を按分して算出し、事業用分のみを申請してください。

3 対象

Q3-1：対象となるLPガス使用量とは？

A：申請者が市内事業所で使用するLPガスに関する使用量が対象です。販売目的で購入するもの、国が実施する「タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業」の補助対象車両で使用するLPガスの使用量は対象外です。

Q3-2：LPガス使用量の算出根拠となる、月の考え方を教えてください。

A：各小売事業者の「〇月分」という表現に関わらず、検針日の属する月で判断します。令和4年8月検針分から令和5年7月検針分までのうちの任意の連続した3ヶ月分を算出根拠とします。

(例) 各月20日検針日の場合

| 検針日 | 使用期間 | 検針月 | 対象月 | 3ヶ月の適否 |
|------------|---------------|------------|-----|--------|
| 令和4年7月20日 | 6月21日から7月20日 | 令和4年7月検針分 | 対象外 | |
| 令和4年8月20日 | 7月21日から8月20日 | 令和4年8月検針分 | 対象 | |
| 令和4年9月20日 | 8月21日から9月20日 | 令和4年9月検針分 | 対象 | |
| 令和4年10月20日 | 9月21日から10月20日 | 令和4年10月検針分 | 対象 | |
| | : | | | |
| 令和5年5月20日 | 4月21日から5月20日 | 令和5年5月検針分 | 対象 | |
| 令和5年6月20日 | 5月21日から6月20日 | 令和5年6月検針分 | 対象 | |
| 令和5年7月20日 | 6月21日から7月20日 | 令和5年7月検針分 | 対象 | |
| 令和5年8月20日 | 7月21日から8月20日 | 令和5年8月検針分 | 対象外 | |

Q3-3：賃貸物件で貸主がLP ガス料金を一括して支払い、借主に利用相当分を請求している場合はどうなりますか？

A：実質的な経費負担者を対象者とします。賃貸物件等で貸主がLP ガス料金を一括して支払い、借主に対し利用相当額を請求している場合は、実質的に経費負担しているのは借主となるので、貸主は支援金の対象となりません。

Q3-4：対象となるガスとは？

A：LP ガス（プロパンやブタンなどを主成分とする液化石油ガス）を対象としており、都市ガス（メタンを主成分とする液化天然ガス）は対象外です。

Q3-5：検針票等に記載されたガス使用量の単位が「m³」ではなく「kg」「ℓ」で記載されている場合はどうすればよいですか？

A：ガス小売事業者により「m³」単位に換算をしていただくか、ガス小売事業者による換算表により「m³」単位に換算した値で申請してください。この場合、あわせてガス小売事業者による換算表を添付して申請してください。なお、換算表がない場合には、以下の換算表により算出するものとします。

| 成分 | 単位 | kg | ℓ | m ³ |
|-----------------------------|----|----|---|----------------|
| プロパン | | 1 | | 0.502 |
| | | | 1 | 0.255 |
| ブタン | | 1 | | 0.355 |
| | | | 1 | 0.208 |
| LP ガス (プロパン 70%、ブタン 30%) | | 1 | | 0.458 |
| | | | 1 | 0.243 |

※参考：日本LPガス協会によるLPガス単位換算表

4 申請

Q4-1：支援金の交付までの流れを教えてください。

A：申請受付後、市による審査を経て、受付後1月から2月を目途に、交付又は不交付決定通知を郵送します。交付が決定された場合、申請書兼請求書記載の口座へ支援金の入金を行います。

Q4-2：申請方法は、こういった方法がありますか？

A：申請は、オンライン申請または郵送でお願いします。

Q4-3：申請期限はいつまでですか？

A：申請期限は、令和5年9月29日（金曜日）までです。オンライン申請の場合は、9月29日（金曜日）23時59分までに送信を完了してください。郵送の場合は、9月29日（金曜日）ま

での消印有効となります。

Q4-4：チラシや申請書の様式は、どこで手に入りますか？

A：チラシや申請書の様式は、市ホームページからダウンロードできます（[7 お問合せ先](#)を参照）。

また、以下の場所に配置しています。

- 本庁舎　　：商工政策課（11階）
- 各総合支所産業振興課
- 各市民センター

Q4-5：申請書の記載方法が分かりません。教えてもらえますか？

A：記載例を市ホームページに掲載していますのでご参考ください。分からない場合は、商工政策課までお問い合わせください。（[7 お問合せ先](#)を参照）

5 提出書類

Q5-1：添付書類は返却してもらえますか？

A：添付書類は、写しで構いません。原則的に、提出された書類は返却しませんので、必要な場合は控えを保管しておくようにしてください。

Q5-2：LP ガス使用量が分かる書類にきまった様式がありますか？

A：ガス小売事業者が発行する検針票や請求書などを想定しており、指定の様式はありませんが、LP ガス小売事業者、事業者名（代表者名）または事業所の所在地、LP ガス使用量、使用期間（検針日）が確認できるものである必要があります。

Q5-3：LP ガス使用量が分かる書類を紛失した場合はどうすればよいですか？

A：LP ガス小売事業者に、証明書類の再発行をご依頼下さい。

6 留意事項

○必要に応じ、審査に必要な書類の追加提出や説明を求める場合や、現地調査等を行う場合があります。

○支援金の交付決定後、交付要件に該当しない事実や申請書類の不正その他交付要件を満たさないことが発覚した場合、交付決定を取り消します。この場合は、久留米市に支援金を返還していただきます。

7 お問合せ先

久留米市商工観光労働部商工政策課
電　　話：0942-30-9161
ファクス：0942-30-9707
メ　　ール：syoko@city.kurume.lg.jp